

2020年12月3日 第5回定例会大綱質疑（議案審議）

○24番（西哲史君）（登壇） 堺創志会の西哲史です。

会派を代表して、議案第138号堺市土砂埋立て等の規則に関する条例案について議案質疑をさせていただきます。この条例案について、私も環境審議会委員として、諮問段階からかわり、堺の環境保全を願う立場から、また南部丘陵の土砂埋立てによって様々な影響を受ける石津川下流域の住民の立場から、様々な先進事例を挙げ、提案を行ってまいりましたが、ここにいらっしゃる議会選出の環境審議会委員の皆様、有識者、学識者、環境局の皆様さんの御尽力によって、原案から大きくアップデートすることができたと思っています。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、本市における土砂埋立てなどに対する規制状況及び本条例による効果について、お示してください。

○議長（宮本恵子君） これより答弁を求めます。

○環境局長（歌枕悟志君） 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例が施行された平成27年7月以降は、3,000平方メートル以上の埋立て等については、大阪府条例で、府条例の規模未満については、堺市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱により指導等を行ってきました。本条例案により、土砂埋立て等について必要な規制を行い、府条例の対象規模未満である行為に対しても無許可や崩落等のおそれがある不適正な埋立て等について、より実効性のある規制が可能となります。条例案にて大きく変わる点といたしましては、届出制から許可制になること、違反があった場合には、停止命令や改善命令等の行政処分が可能となることのほか、条例案には罰則を規定しています。このことによりまして、目的である土砂埋立て等の適正化及び土砂埋立て等による災害の防止を図り、もって生活環境を保全することに寄与するものでございます。以上です。

○24番（西哲史君） 議長。

○議長（宮本恵子君） 24番西哲史議員。

○24番（西哲史君） 時間の関係がありますので、条例の内容は細かくは今ここで触れる時間はないと思いますが、いろいろと内容、条例の各条項を見る限り、生活環境を保全することに寄与するというふうに前向きに評価をしているところであります。そこで、お尋ねをしたいわけですが、ここに規定されておりますような不適正な埋立てが行われないようにどのように条例案を運用していくのかについて、お示してください。

○環境局長（歌枕悟志君） 条例案では、規制対象が500平方メートル以上となり、規制

される範囲が広がることから、施行までにホームページや説明会などにより周知、啓発を行います。手続がなされた埋立て等に対しましては、適正に施工されていることを確認するため、行政による立入権限のほか、土地所有者にも事業に対する同意を求め、施工状況の確認や崩落等のおそれについて、通報の義務を課しています。このことから、定期的な立入りや通報等により、不適正な行為を発見した場合は、必要に応じ、停止命令や改善命令等の行政処分等、厳格な対応を行います。そのほか、パトロールや市民からの通報により、無許可等の不適切な行為があった場合にも適切な指導を行い、必要に応じて停止命令や改善命令等の行政処分等、厳格な対応を行います。以上でございます。

○24番（西哲史君） 議長。

○議長（宮本恵子君） 24番西哲史議員。

○24番（西哲史君） いろいろと厳格な処分を行っていくという今、御答弁がありました。しかしながら、やっぱりテレビ等の報道を見ていると、こういう埋立てに関しては、様々な問題が起きるといのは日常的によく報道されているところでありまして、それぞれの市町の条例を見ても、厳しく規定されているにもかかわらず、結果的には埋立てがされてしまった、その結果、いろいろと命令をしているけれども戻らないみたいな事例が各地で報道されているところでもあります。その結果、今回の条例の提案に当たって付与されたパブリックコメントにおいても、規制遵守のための担保について、本当にできるんですか、守らせられるんですかと。担保に関する意見が出ていると思いますが、その内容についてお示してください。また、その意見に対してどのように回答したか、市の見解も併せてお示してください。

○環境局長（歌枕悟志君） パブリックコメントの意見のうち、規制遵守のための担保に関するものは3件ございました。その意見を要約しますと、規制遵守のために罰則の強化や保証金制度を採用してほしいというものでございました。これらの意見に対する市の考え方は、生活環境の保全の担保については停止命令や改善命令等の行政処分に加え、罰則も規定しており、無許可の行為などの悪質な違反行為については地方自治法に基づき、条例において規定できる上限の2年以下の懲役、または100万円以下の罰金とするよう関係機関と協議しています。補助金等については、堺市環境審議会の議論を踏まえて、条例案には盛り込んでいませんが、不適正な埋立て等がないように、本条例案の趣旨に添い、厳格な審査とともに、的確な運用に努めますとしています。以上でございます。

○24番（西哲史君） 議長。

○議長（宮本恵子君） 24番西哲史議員。

○24番（西哲史君） 誤解なきように申し上げますが、堺市環境審議会の議論を踏まえ条例案には盛り込んでいませんがという御答弁でしたけれども、審議会の中では、補償金についての議論もあったということが報告書にも載っているというところでもあります。そういった中で、パブリックコメントの意見ですね、具体的には、今要約をしていただきましたけれども、具体的に言いますと、罰則が非常に弱く、実効性に疑問が付きまします。罰則の強化や補償金等の方法でしっかりと生活環境の保全をしてくださいという意見があったり、また、土砂埋立て事業者に埋立て補償金を担保とする旨を盛り込んでくださいという意見があったりしています。これ、パブリックコメントですから、市民の皆さんの意見を聞いて条例をつくっていく、もしくは出していくということだと思いますけれども、この市民の皆さんも罰則が弱いというふう感じておられるということだと思います。しかし、罰則は、地方自治法により先ほどお示しをいただいたような上限が非常に低い上限というふうにならざるを得ないということになっています。これ、先進事例がありまして、千葉県の柏市とか、神奈川県相模原市、神戸市、八王子市、大津市、様々な場所で補償金という制度が設定されているところではありますが、この保証金制度が必要なんだとやっぱり思いますが、御見解をお示しください。

○環境局長（歌枕悟志君） 資力のない行為者が十分な防災対策のための準備工をせず、不適正な埋立てを行い、そのまま行為地を放棄するといったことを防止するためには、事前に補償金を徴収する補償金制度が規制遵守のための担保措置の一つの方策であると考えられます。本条例案では、担保措置といたしまして、事業を計画どおり遂行するに足る資力や信用があるかどうかを事前に確認し、一定の資力がない場合は、許可をしないことを許可基準に定めています。大阪府条例をはじめ、府下の条例も同様の規定となっております。以上でございます。

○24番（西哲史君） 議長。

○議長（宮本恵子君） 24番西哲史議員。

○24番（西哲史君） 資力調査をやるということではありますが、当然、その時点で資力があることは確認ができると思いますが、事業遂行中に資金がなくなることもあり得ますし、様々なこの一度埋め立てられたものは回復できないということもあり得ると思います。やっぱり補償金制度によって事前に資力を確保しておく必要がある、もしくは、それによって一定の抑止力をかけておくということが必要ではないかと思いますが、御見解をお示しください。

○環境局長（歌枕悟志君） まずは、本条例案の趣旨に沿い、厳格に審査し、的確な運用を行うことで実効性を確保するように努めてまいります。条例施行後におきましては、運用状況を見極めた上で、必要に応じて検討を行います。以上でございます。

○24番（西哲史君） 議長。

○議長（宮本恵子君） 24番西哲史議員。

○24番（西哲史君） 補償金制度により、この条例の内容遵守を担保するという点について、環境局の皆さんは運用状況を見極めた上で、検討を行うということでありました。これでは、遵守できない事例が出てきた場合に検討しますと言っているのと同じことだと思います。そもそも自然環境は、破壊した後の復元には一定の限界がありますし、復元さえできなければ大変な事態であります。これ直接この土砂埋立て条例の範疇ではございませんが、建設局長はよく御存じだと思いますが、南区では里道が埋め立てられて復元をされてない。谷あいの里道が埋められて復元をされていない、指導・命令をしたけれども、まだ復元されていないという事例もどことは今具体的には申し上げませんが、あります。このように指導命令だけでは担保できない部分があるというふうに想定をされます。土砂埋立てによって、環境破壊が起き、市民に影響ができてからでは取り返しがつきません。実際この補助金制度は先ほど申し上げましたとおり、全国で全く例がない話ではなく、神戸市や柏市においては、埋立てについて規制する条例が施行された後に結局は規制を担保するためには、ないと困る、必要不可欠であると判断をされ、追加をされたものであります。そのような事例が全国各地にあるのですから、遵守できなくなるのを座して待つのでは、堺の自然環境保全を願う立場から、また上流の土砂埋立ての影響を大きく受ける下流域の住民の立場から許容できません。早急に担保できるようにしていくべきと考えます。条例の規制内容は、非常にバランスの取れた良好なものであると認識をしているからこそ、どのように担保していくか、補償していくかについての議論が引き続き必要である。議論をしていく旨、申し上げて質問を終わります。